

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 告 示                                        | ページ |
|--------------------------------------------|-----|
| ○障害者就業・生活支援センターの住所の変更の届出（2件）<br>（障害保健支援課）  | 1   |
| ○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出（2件）<br>（ 〃 ） | 1   |
| ○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出<br>（環境農業推進課）          | 1   |
| ○公共測量の実施の通知<br>（用地対策課）                     | 1   |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定<br>（防災砂防課）                  | 1   |
| ○道路の区域変更（3件）<br>（道 路 課）                    | 2   |
| ○道路の供用開始（3件）<br>（ 〃 ）                      | 2   |
| 公 告                                        |     |
| ○土地改良区の役員の就退任<br>（農業基盤課）                   | 3   |
| ○土地改良区の定款変更の認可<br>（ 〃 ）                    | 3   |

## 告 示

### 高知県告示第644号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、平成14年12月高知県告示第718号（障害者就業・生活支援センターの指定）で指定をした障害者就業・生活支援センターから住所の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称  
社会福祉法人高知県知的障害者育成会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所  
（変更前） 高知市本町四丁目1番37号  
（変更後） 南国市陣山字弥市531番地1
- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地  
四万十市古津賀1409番地
- 4 変更年月日  
平成22年8月12日

### 高知県告示第645号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、平成19年3月高知県告示第210号（障害者就業・生活支援センターの指定）で指定をした障害者就業・生活支援センターから住所の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称  
社会福祉法人高知県知的障害者育成会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所  
（変更前） 高知市本町四丁目1番37号  
（変更後） 南国市陣山字弥市531番地1
- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地  
南国市大堀乙2305
- 4 変更年月日  
平成22年8月12日

### 高知県告示第646号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、平成14年12月高知県告示第718号（障害者就業・生活支援センターの指定）で指定をした障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称  
社会福祉法人高知県知的障害者育成会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所  
南国市陣山字弥市531番地1
- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地  
（変更前） 四万十市古津賀1409番地  
（変更後） 四万十市右山天神町201
- 4 変更年月日  
平成26年2月19日

### 高知県告示第647号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、平成16年3月高知県告示第214号（障害者就業・生活支援センターの指定）で指定をした障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称  
社会福祉法人太陽福祉会
- 2 障害者就業・生活支援センターの住所  
土佐市波介字古川1276番4

- 3 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地  
（変更前） 高知市旭町二丁目21-6 高知市障害者福祉センター敷地内  
（変更後） 高知市大原町76-2 コーポ筆山1F北号室
- 4 変更年月日  
平成30年3月1日

### 高知県告示第648号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
高知市南久保5番16号 高知ケンベイ株式会社 代表取締役 西山 彰一
- 2 変更した登録事項  
農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
（変更前） 南国市大堀甲965-1 シティクールD棟101号 岡本 憲児（玄米）  
（変更後） 南国市大堀甲965-1 シティクレールD棟101号 岡本 憲児（玄米）  
（届出年月日） 平成30年7月23日

### 高知県告示第649号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年7月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
平成30年7月19日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
長岡郡本山町及び大豊町

### 高知県告示第650号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

土佐清水市下ノ加江長野下(2)  
 (1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地           | 地番      |
|------|---------------|---------|
| 1    | 土佐清水市下ノ加江字堂ヶ谷 | 2795番12 |
| 2    | 〃 〃 字摺木山      | 3406番2  |
| 3    | 〃 〃 〃         | 3404番1  |
| 4    | 〃 〃 〃         | 〃       |
| 5    | 〃 〃 字堂ヶ谷      | 2794番1  |

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5から標柱1までを県道土佐清水宿毛に沿って結んだ線により囲まれた区域とする。

#### 高知県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

| 区 間                                                    | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------------------------------|--------|------------------|---------------|
| 香美市香北町小川字<br>ドヲメキ1107番1から<br>香美市香北町小川字<br>ドヲメキ1109番1まで | 前      | 4.5<br>〃<br>6.3  | 172           |
|                                                        | 後      | 4.7<br>〃<br>19.4 | 172           |

#### 高知県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|---------------|
| 高岡郡四万十町野々<br>川字野々川平435番<br>61から<br>高岡郡四万十町野々<br>川字野々川平435番<br>26まで | 前      | 3.6<br>〃<br>28.2  | 81            |
|                                                                    | 後      | 16.3<br>〃<br>31.7 | 81            |

#### 高知県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出口古津賀
- 3 道路の区域

| 区 間                                                     | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 延 長<br>(メートル) |
|---------------------------------------------------------|--------|-------------------|---------------|
| 幡多郡黒潮町出口字<br>風吹ヶ957番1地先<br>から<br>幡多郡黒潮町出口字<br>土橋749番1まで | 前      | 6.3<br>〃<br>19.6  | 473           |
|                                                         | 後      | 11.9<br>〃<br>31.4 | 473           |

#### 高知県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                    | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日    |
|---------------------------|---------------|------------|
| 高岡郡四万十町大正字小フ<br>ヅ谷1483番25 | 31            | 平成30年8月14日 |

#### 高知県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                               | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日    |
|------------------------------------------------------|---------------|------------|
| 高知市春野町弘岡下字北代<br>3876番1から<br>高知市春野町弘岡下字北代<br>3861番1まで | 51            | 平成30年8月14日 |

#### 高知県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

|                                          |              |                |
|------------------------------------------|--------------|----------------|
| 供用開始区間                                   | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日        |
| 高知市長浜宮田6551番7から<br>高知市長浜字西日出2678番<br>1まで | 74           | 平成30年8月14<br>日 |

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所                |        |
|------|-------|--------------------|--------|
| (退任) |       |                    |        |
| 理事   | 門田 勝一 | 香美市土佐山田町杉田         | 533番地  |
| 〃    | 大岸 高晴 | 〃 土佐山田町宮の口         | 697番地7 |
| 〃    | 尾立 正人 | 〃 〃                | 431番地2 |
| 〃    | 舟谷 恭一 | 〃 土佐山田町船谷          | 61番地   |
| 〃    | 船谷 清考 | 〃 〃                | 184番地1 |
| 〃    | 公文 延晴 | 〃 土佐山田町佐古藪         | 126番地  |
| 〃    | 公文 豊広 | 〃 〃                | 515番地  |
| 〃    | 山崎 仁  | 〃 土佐山田町影山          | 328番地  |
| 〃    | 山本 勝己 | 〃 土佐山田町林田          | 180番地  |
| 〃    | 島村 潔  | 〃 〃                | 347番地  |
| 〃    | 尾立 英也 | 〃 土佐山田町山田島         | 82番地   |
| 〃    | 竹島 洋昭 | 高知市みづき三丁目          | 3502番地 |
| 〃    | 小笠原正貴 | 香美市土佐山田町加茂         | 802番地1 |
| 〃    | 石丸 亘利 | 〃 土佐山田町神母ノ木320ノ1番地 |        |
| 監事   | 永野 忠廣 | 〃 土佐山田町影山          | 242番地  |
| 〃    | 濱田 和代 | 〃 土佐山田町宮ノ口         | 516番地  |
| 〃    | 小松 幸一 | 〃 土佐山田町船谷          | 18番地1  |
| 〃    | 宮本 紀美 | 〃 土佐山田町林田          | 503番地1 |
| (就任) |       |                    |        |
| 理事   | 西峯 勲  | 香美市土佐山田町杉田         | 349番地  |
| 〃    | 大岸 高晴 | 〃 土佐山田町宮の口         | 697番地7 |
| 〃    | 尾立 正人 | 〃 〃                | 431番地2 |
| 〃    | 小松 敏夫 | 高知市中久万             | 201番地5 |
| 〃    | 船谷 清考 | 香美市土佐山田町船谷         | 184番地1 |
| 〃    | 公文 延晴 | 〃 土佐山田町佐古藪         | 126番地  |
| 〃    | 公文 豊広 | 〃 〃                | 515番地  |

|    |       |             |        |
|----|-------|-------------|--------|
| 〃  | 永野 圭助 | 〃 土佐山田町影山   | 142番地  |
| 〃  | 岡村 康洋 | 〃 土佐山田町林田   | 216番地1 |
| 〃  | 鍵山 博子 | 〃 〃         | 510番地  |
| 〃  | 藤本 正  | 〃 土佐山田町山田島  | 117番地  |
| 〃  | 竹島 洋昭 | 高知市みづき三丁目   | 3502番地 |
| 〃  | 菅原 英和 | 香美市土佐山田町加茂  | 312番地3 |
| 〃  | 原 豊之  | 〃 土佐山田町神母ノ木 | 151番地2 |
| 監事 | 鍵山 香代 | 〃 土佐山田町影山   | 194番地1 |
| 〃  | 濱田 和代 | 〃 土佐山田町宮ノ口  | 516番地  |
| 〃  | 尾立 博  | 〃 土佐山田町船谷   | 195番地  |
| 〃  | 小松 緑  | 〃 土佐山田町林田   | 116番地  |

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北川土地改良区の定款の変更を平成30年7月30日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年8月14日

高知県知事 尾崎 正直